

この雛型は中小事業者が特定個人情報取扱規定を定める場合を念頭に、実務的な視点から作成したものです。十分な注意を払って作成しておりますが、この雛型をご利用になる場合は、ご利用者様のご判断と責任においてご活用下さい。

特定個人情報取扱規程（案）

株式会社〇〇〇〇

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、当社が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年 特定個人情報保護委員会）に基づき、当社の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

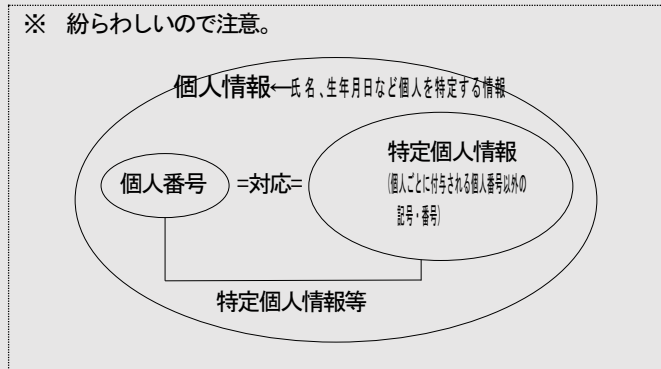
2 個人番号及び特定個人情報等に関しては、当社の個人情報保護に関する他の社内規程又はマニュアルに優先して本規程を適用する。本規程の規定が個人情報保護に関する他の社内規程又はマニュアルの規定と矛盾抵触する場合には本規程の規定を優先する。

（定義）

第2条 本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であり、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう
- (2) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条又は、第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条又は第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

※ 紛らわしいので注意。



- (5) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルであって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (6) 「保有個人情報」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- (7) 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (8) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (9) 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (10) 「個人情報取扱事業者」とは、特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。
- (11) 「役職員」とは、当社の組織内にあつて直接又は間接に当社の指揮監督を受けて当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のほか、当社との間の雇用関係にない者（取締役、監査役、派遣社員その他当社が個人番号の提供を受けなければ第3条に規定する業務を実施できないこととなるすべての者）を含むものとする。
- (12) 「事務取扱担当者」とは、当社内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (13) 「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- (14) 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（個人番号の取扱範囲）

第3条 当社が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 役職員に係る個人番号関係事務

- ア 給与所得・退職所得にかかる源泉徴収事務
- イ 雇用保険届出事務
- ウ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- エ 健康保険・厚生年金保険届出事務
- (2) 役職員の配偶者に係る個人番号関係事務
 - 国民年金の第三号被保険者の届出事務
- (3) 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務
 - ア 報酬・料金等の支払調書作成事務
 - イ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
 - ウ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - エ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(特定個人情報等の取扱範囲)

第4条 当社が前条の規定に基づき個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

- (1) 役職員又は役職員以外の個人から、番号法16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
 - (2) 当社が行政機関等に提出するために作成した申請書、届書、調書等の書類及びこれらの控え
 - (3) 当社が前号の書類等を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領した個人番号が記載された書類及びこれらの控え
 - (4) その他個人番号と関連づけて保存される情報
- 2 前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者の判断による。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

(組織体制)

第5条 当社が個人番号を取り扱う事務処理のための体制は、次の各号によるものとする

- (1) 特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する個人情報保護管理者を置くものとし、代表取締役又は常勤役員のうち代表取締役の指名する者をもって充てる。
- (2) 当社は、代表取締役が指名する者を事務取扱担当者とし、事務取扱担当者が複数いる場合は、そのうち一人を責任者とする。
- (3) 事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
- (4) 事務取扱担当者を変更することになる場合、代表取締役は新たに事務取扱担当者となる者を指名するものとする。この場合、従前の事務取扱担当者には新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとし、なお、個人情報保護管理者は引継ぎの状況について確認を行うものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第6条 当社は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、個人情報保護管理者により事務取扱担当者に対して適切かつ必要な監督を行うものとする。

(教育・研修)

第7条 当社は、本規程に定められた事項を遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

- 2 事務取扱担当者は、事業年度毎に代表取締役が定めるところにより、本規程を遵守さ

せるための教育を受けなければならない。

- 3 当社は、就業規則を作成するときはこれを作成するとき、既に就業規則が作成されているときはすみやかに、特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に定めるものとする。

(取扱状況・運用状況の記録)

第8条 事務取扱担当者は、以下の特定個人情報等の取扱い状況についてチェックリストを作成して確認し、記入済みのチェックリストを保存するものとする。

- ① 特定個人情報等の入手日
- ② 特定個人情報等を記入した書類の作成日
- ③ 特定個人情報等を記入した書類を本人へ交付した日
- ④ 特定個人情報等を記入した書類を行政機関等へ提出した日
- ⑤ 特定個人情報等を廃棄した日

(情報漏えい事案等への対応)

第9条 当社の役職員は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生し、又は事故が発生する恐れがあると認められる場合は、直ちに代表取締役又は個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(取扱状況の確認)

第10条 個人情報保護管理者は、特定個人情報等の取扱状況について随時、事務担当者に報告求め取扱状況の確認を行うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第11条 当社は特定個人情報等の管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じるものとする。

(1) 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の使用について制限を行うこと。

(2) 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置をし、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置をし、又は、後方ら覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなどの措置を行うこと。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第12条 当社は管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、可能な限り次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管すること。

(2) 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器により運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定すること。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第13条 当社は特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動を含む。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。

(1) 行政機関等への書類提出等、当社が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

- (2) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合は、パスワードを設定し又は封筒に封入したうえで搬送する等、情報の漏洩、紛失又は盗難等を防ぐための安全な方策を講じなければならない。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第14条 代表取締役は、事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことを必要に応じて確認するものとする。

第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御・アクセス者の識別と認証)

第15条 当社における特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は以下のとおりとする。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、当該機器を取り扱う事務取扱担当者を限定すること。
- (2) 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定すること。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第16条 当社は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断すること。
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入すること。
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を常時確認すること。
- (4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を常に最新の状態とすること。
- (5) 不正アクセス等を検知するためのログ等の分析を定期的に行うこと。

(情報漏洩等の防止)

第17条 当社は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏洩等を防止するものとする。

- (1) 通信経路について暗号化を行うこと
 - (2) 送信データを暗号化し、パスワードによる保護を図ること
- 2 特定個人情報等が記載された書面等は、FAXにより送信をしてはならない。ただし、緊急に当該書面を送付しなければ本人に重大な損害が生じることが明らかであって、他の通信手段を用いることが不可能な場合に限り、個人情報保護管理者が送信について同意し、かつ、個人情報保護管理者が立会のうえで送信できる場合はこの限りでない。

第3章 特定個人情報等の取得

(特定個人情報の取得)

第18条 当社は、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報の利用目的)

第19条 当社が、役職員又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲

げる個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報の利用目的の通知)

第20条 当社は、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し又は公表するものとする。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）によることとし、「公表」の方法については、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、その他の適切な方法によるものとする。

2 当社の役職員から特定個人情報を取得する場合には、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法による。

3 当社は、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で、本人への通知、公表又は社内において周知を図った場合は、前条に定める範囲内において利用目的を変更して特定個人情報を利用することができるものとする。

(特定個人情報等の提供の要求)

第21条 当社は、第3条に掲げる事務を処理するために必要があるとき、当社の役職員及び他の個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対して個人番号又は特定個人情報若しくは特定個人情報等についての提供を求めることができるものとする。

2 当社は、本人との法律関係に基づき、個人番号関係事務の発生が予測される場合には、あらかじめ当該本人に対し、個人番号又は特定個人情報若しくは特定個人情報等についての提供を求めることができるものとする。

(特定個人情報の収集制限)

第22条 当社は第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

第23条 当社は、番号法第16条の規定に従い、本人から個人番号の提供を受ける場合は、次のいずれかの（以下本条において「本人確認資料」という。）の提示を受ける方法により、役職員又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。

ア 個人番号カード

イ 個人番号通知カード及び官公署等が発行した写真付きの身分証明書類となる資料

ウ 個人番号通知カード及び通知カードに記載された個人識別事項の記載がある健康保険証等、官公署が発行した二以上の資料

エ 個人番号が記載された住民票の写し及び官公署等が発行した写真付きの身分証明書類となる資料

オ 個人番号が記載された住民票の写し及び当該住民票に記載された個人識別事項の記載がある健康保険証等、官公署が発行した二以上の資料

2 代理人を通じて本人の個人番号の提供を受ける場合は、法定代理人の場合にあっては戸籍謄本、任意代理人にあっては委任状の提示を受けるものとする。

3 前項の規定により代理人から本人の個人番号の提供を受ける場合にあっては、当該代理人について第1項の規定を準用する。

4 番号法施行日前に既に当社の役職員としての地位を有し、第3条に規定する事務処理のいずれかが行われていた者であって代表取締役が身元を確認している者は、前3項の規定にかかわらず個人番号カード又は個人番号通知カード若しくは個人番号が記載された住民票の写しの提示で足りるものとし、本人確認資料の提示を省略することができるものとする。

第4章 特定個人情報の利用

(個人番号及び特定個人情報の利用制限)

第24条 当社は、個人番号及び特定個人情報について、第19条に掲げる目的の範囲内でのみ利用するものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第25条 当社は、第3条に定める事務を実施するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成することができるものとする。

(特定個人情報の正確性の確保)

第26条 事務取扱担当者は、特定個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めなければならない。

(保有個人情報に関する事項の公表等)

第27条 当社は、個人情報保護法第23条第1項に基づき、特定個人情報に係る保有個人情報に関する事項は常時本人が知り得る状態に置くものとする。

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の保管の制限)

第28条 当社は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管しないものとする。

- 2 当社は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カードその他の身元確認書類等）及び当社が行政機関等に提出した個人番号が記載された書類又はこれらの書類を作成するうえで事業者が受領した申告書等を特定個人情報として保管することができるものとする。
- 3 前項に規定する書類等のうち、関連する所管法令に基づき保存期間が定められている書類については、当該法令で定める期間を経過するまでの間、書類に記載された個人番号を特定個人情報等として保管することができるものとする。

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第29条 当社は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

第7章 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止等

(特定個人情報の開示)

第30条 当社は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、当該本人が開示を求める範囲内でこれを開示するものとする。

- 2 当社は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部について理由を明らかにして不開示とすることができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合

(保有個人情報の開示請求処理手順)

第31条 前条の規定に基づき本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人情報について開示請求を受けた場合の手続きは、次の要領に

よるものとする。

(1) 受付時の確認

- ア 請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されている書面による請求であること。
- イ 開示のための費用が生じる場合は当該費用の負担について請求者が応諾していること。
- ウ 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。

(2) 開示の可否の決定

事務取扱担当者は、次の各号に定める点について検討のうえ、開示の可否を決定すること。

- ア 請求された個人情報の物理的存在の有無。
- イ 前号に相当するものが、「保有個人情報」に該当することの可否。
- ウ 前条第2項各号に定める不開示事由の有無。

(3) 不開示の場合の対応

保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにすること。

(4) 請求者に対する通知

開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む）は書面によること。

（保有個人情報の訂正等）

第32条 当社は、当該本人が識別される保有個人情報の内容について、当該本人から訂正、追加又は削除（以下本条及び次条において「訂正等」という。）を求められた場合、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なく必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定により、保有個人情報の訂正等を行うこと又は訂正等を行わないこと、若しくは当該本人の求めと異なる措置を行う旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行うときは、その内容を含む。）を書面又は口頭（軽微な訂正であつて後日紛争を生じる恐れのない場合に限る。以下本条及び次条において同じ。）で通知するものとする。

3 前2項の規定により訂正等を行わず又は当該本人の求めと異なる措置を行う旨の決定をしたときは、当該本人に対し、その根拠となる事実を示し、理由を明らかにするものとする。

（保有個人情報の訂正等処理手順）

第33条 本人から特定個人情報に係る保有個人情報の訂正等を求められた場合の対応は、以下の要領によるものとする。

- (1) 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求めること。
 - (2) 事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定すること。
 - (3) 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して通知すること。
 - (4) 訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を明らかにすること。
- 2 特定個人情報に係る保有個人情報の訂正等は、以下の要領に従って行うものとする。
- (1) 事務取扱責任者は、当該保有個人情報の訂正を取扱う事務取扱担当者を指定し、他の者に訂正等の作業を行わせてはならない。
 - (2) 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認すること。

(3) 事務取扱責任者は、訂正等の申請者、訂正等の日付、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し保管すること。

(保有個人情報の利用停止等)

第34条 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法第16条、同法第17条及び番号法第19条の規定に反することにより、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）

を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度において遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行うものとする。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要な代替措置を行うときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは、行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知するものとする。

3 利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置を行う場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を明らかにするものとする。

(開示等を求める手続及び手数料)

第35条 当社は、特定個人情報に関して、個人情報保護法第29条第1項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、事務所の窓口等での掲示、要領の備付け、社内広報等による周知その他の方法により周知を図るものとする。

2 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定める場合は、適切な確認手続とするよう留意するものとする。

3 個人情報保護法第30条の規定に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して手数料の額を定めるものとする。

第8章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第36条 当社は、第3条に規定する事務を処理するために収集した特定個人情報であって第30条に定める保管期間を経過した特定個人情報については、速やかにシュレッダー裁断、焼却、溶解等により確実に復元できない方法により廃棄し又は抹消するものとする

第9章 特定個人情報の委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第37条 当社は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を適当と認める者に委託することができるものとする。

2 委託する場合には、当社自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう次の各号に掲げる措置を講じ、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

(1) 委託先の適切な選定を行うこと

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結をすること

(3) 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握すること

3 前項第1号の「委託先の適切な選定」にあたっては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して当社が定める水準を満たしているかを確認するものとする。

- (1) 設備
 - (2) 技術水準
 - (3) 従業者（事業者の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。）に対する監督・教育状況
 - (4) 経営状況
 - (5) 特定個人情報を安全に取扱うために必要な管理状況
- 4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を定めるものとする。
- (1) 秘密保持義務に関すること
 - (2) 事業所内から特定個人情報について持出しを禁止すること
 - (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止すること
 - (4) 再委託における条件に関すること
 - (5) 漏えい事案等が発生した場合における委託先の責任に関すること（損害賠償に関することを含む）
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関すること
 - (7) 従業者に対する監督・教育に関すること
 - (8) 契約内容の遵守状況についての報告に関すること
 - (9) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関すること
 - (10) 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができること
- 5 委託先は、当社の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託することができるものとする。
- 6 当社は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているか否かについても監督するものとする。
- 7 当社は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定を定めることを求めるものとする。

第10章 その他

（改廃手続）

第38条 本規則の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

本規則は平成27年●月●日から施行する。